

## だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス利用規定

### 第1条 (だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービスの取扱い)

だいしん未来支店テレホンバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、だいしん未来支店（以下、「当支店」といいます。）に口座を開設した方（以下「お客様」といいます。）が電話により受けられる第4条に掲げるサービスをいいます。

#### (1) 本サービスの利用

本サービスの利用対象者は、だいしん未来支店専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）口座を保有するお客様とします。

#### (2) 利用できる電話機

本サービスの利用にあたって使用することができる電話機の種類は、大阪信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）所定のものに限りま

#### (3) サービスの取扱時間

本サービスの対象となる各取引の取扱時間は当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫はこの取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (4) 規定の遵守

お客様は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

### 第2条 (事前手続)

- (1) 当金庫は口座開設手続き終了後、お客様に第二暗証番号（以下「確認番号」といいます。）を記載した「だいしんテレホンバンキングご利用カード」（以下「ご利用カード」といいます。）を、当金庫が指定した仮パスワード（以下「初期パスワード」といいます。）を記載した台紙に貼付し、当金庫へ届出されている住所へご郵送いたします。

ただし、ご利用カードはお客様に貸与するものとし、郵便不着等でお客様ご本人へご利用カードがお届けできない場合は、当金庫は契約を解除させていただく場合があります。

- (2) お客様は本サービスご利用前に、お客様が指定したテレホンバンキング専用パスワード（4ケタ）（以下「パスワード」といいます。）の登録を行うものとします。

なお、登録の際のお客様ご本人の確認は先に郵送したご利用カード貼付の台紙に記載の「初期パスワード」と、ご利用カードに記載した確認番号にて行うものとします。

- (3) 本サービスはお客様ご本人のみご利用が可能です。当金庫からご利用カード返却の請求があった場合は、速やかにご利用カードを返却するものとします。

### 第3条 (本人確認)

電話による本人確認のための手続きは、次による方法の他、当金庫の定める方法により行うものとします。

- (1) 本人確認手続き

本サービスのご利用の際に、当金庫は電話によってお客様から通知された口座番号、パスワード、確認番号を当金庫に登録されている各番号との照合を行い、その一致を当金庫が確認した場合は、お客様からの取引依頼とみなし受付手続きを行います。

なお、確認番号は取引の都度、当金庫より指定します。当金庫が上記の方法に従って本人確認を行ったうえで実施した取引によって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

(2) パスワードの管理

パスワードおよび確認番号は、第三者（当金庫職員を含む）に教えたり、容易に漏洩するような方法で管理しないでください。

(3) ご利用カードの失効

お客様が届出と異なる口座番号、パスワード、確認番号の入力を、当金庫所定の回数以上誤って入力されたときは、ご利用カードは失効し、本サービスのご利用が中止されます。本サービスの利用を再開するには、当金庫に連絡のうえ所定のご利用カード再発行手続きを行ってください。

#### 第4条 (サービス内容)

(1) 照会サービス

お客様からの電話に基づき、本人名義の普通預金またはだいしん定期「センス」定期預金（以下「定期預金」といいます。）口座の残高照会、入出金明細等の照会、および本サービスで受付けた依頼内容をお知らせします。

- ① 入出金明細照会については、60日以内の最新10明細とします。
- ② 振込依頼の内容確認については、当日受付の最新10明細とします。

(2) 定期預金取引サービス

本サービスはお客様の電話による指定にもとづき、お客様ご本人名義の普通預金口座と定期預金口座間での振替取引をご利用いただけます。定期預金預入の受付については、お客様の電話による依頼に基づき、定期預金への預入れをすることができます。この場合、お客様が指定した預入れ金額を普通預金口座から引落しのうえ、定期預金へ預入れします。

- ② 定期預金の新規受付等の取引における適用金利は、受付時点ではなく、取引の実行日の金利を適用します。
- ③ 本サービスでは、お客様の電話による依頼にもとづき、お客様が指定する定期預金を解約のうえ、その元金を普通預金口座へ入金することができます。
- ④ 本サービスでは、払戻請求書、解約請求書等の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- ⑤ 定期預金の新規、解約の手続きは、当金庫所定の時間内とします。
- ⑥ 次の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。当該お取引は取消されたこととします。
  - A. 定期預金新約の金額が普通預金口座より払戻すことのできる金額を超えるとき。
  - B. お客様からの普通預金への支払い停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
  - C. 差押え等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適と認めたとき。
  - D. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
  - E. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、電話端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。

F. 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

### (3) 振込サービス

本サービスによりお客様からの電話による指定に基づき、本人名義の普通預金から指定金額を引落とし、預金開設時に指定した口座（以下「振込先登録口座」といいます。）へ振込入金します。

なお、普通預金からの払戻しは、その金額をキャッシュカード、払戻請求書なしに自動的に引落しします。

#### ① 振込金額

A. 普通預金口座の残高の全額を振込む場合は振込金額の指定は不要です。振込手数料が必要な場合は、普通預金口座の残高の全額から振込手数料を差引きます（普通預金解約の場合は振込手数料不要）。

B. 振込金額を指定する場合は1万円単位での振込金額指定とし、振込手数料が必要な場合は、ご指定の金額から振込手数料を差引きます。

#### ② 振込日は本サービスによる振込サービス受付日の翌営業日とし、当金庫所定の取扱時間とします。

#### ③ 取引の中止

A. ご指定の振込金額が普通預金より払戻すことのできる金額を超えるとき。

B. お客様からの普通預金への支払い停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。

C. 差押え等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適と認めたとき。

D. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき。

E. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、電話機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。

F. 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

#### ④ 依頼内容の訂正・組戻し

振込みにおいて、依頼確認後の取消し、訂正、組戻しは別途規定のだいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス振込規定により取扱います。

### (4) 普通預金の解約

本サービスでは、お客様の電話による指定に基づき、受付日の翌営業日に普通預金口座を解約のうえ、その元金を振込先登録口座に振込入金します。

① 普通預金口座を解約する場合は、定期預金口座がないことが条件になります。

② 普通預金口座の解約に伴い、本サービスの契約は自動的に解約します。

### (5) 事故届等の受付サービス

お客様の電話依頼にもとづき、各種変更届、また当支店発行のキャッシュカード、ご利用カード、印鑑の紛失・盗難等の事故届を受付けます。別途書面により当支店へ届出てください。

① キャッシュカード、ご利用カード、届出の印鑑の紛失・盗難等の事故届を受付け、当金庫所定の手続きが終了した場合、当該口座からの支払い取引を規制します。

なお、手続き終了以前に生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

② キャッシュカード、ご利用カード、届出の印鑑の紛失・盗難等により設定した支払取引規制の解除は本サービスでは行いません。支払取引規制の解除は当支店にて当金庫所定の手続きを行うことにより解除します。

③ パスワードの変更は本サービスを利用して、変更することができます。

## 第5条 (取引の依頼)

### (1) 取引の依頼方法

お客様は第3条第1項の本人確認手続きを経たのち、取引に必要な所定の事項を当金庫が指定する方法により正確に入力することで取引をご依頼ください。

### (2) 取引の確定

当金庫が取引を受付けた場合、お客様に対し、取引内容の確認を当金庫所定の確認方法で行いますので依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた確認方法で確認した旨をお伝えください。

### (3) 取引の成立

資金移動を伴わない照会サービスの場合、前項の取引の確定をもって、取引が成立したものとします。

また、資金移動の場合、前項の取引の依頼が確定した後、当該引落としをもって取引が成立したものとします。

### (4) 依頼内容不備による損害責任

依頼内容の不備により生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

## 第6条 (取引内容の確認)

(1) 本サービスにより定期預金取引、振込取引を行った場合は、照会等により取引内容を確認してください。万一、取引内容に相違等がある場合は、速やかにその旨を当支店に連絡してください。

(2) お客様と当金庫の間で取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

## 第7条 (依頼内容の変更・撤回)

依頼内容を変更・撤回する場合、直ちに当支店にご連絡ください。

なお、連絡の時期や依頼内容等により依頼内容の変更・撤回をすることができない場合があります。

## 第8条 (取引日時)

(1) 平日午後3時までに受け付けた定期預金取引サービス

受付日当日の取扱いとなります。

(2) 平日午後3時以降、および土・日・祝日・金融機関休業日に受け付けた定期預金取引サービス

翌営業日の取扱いとなります。

※預金金利は、取引実行日の金利を適用します。

(3) 振込サービス、普通預金の解約

翌営業日の取扱いとなります。

(4) パスワードの変更

本サービス取扱時間内となります。

## 第9条 (残高確認等)

- (1) 定期預金を預入れたときは、「だいしん定期『センス』作成手続き完了のお知らせ」を送付します。
- (2) 定期預金、普通預金の解約はテレホンバンキングサービスを利用してご確認ください。
- (3) 振込については、「振込先登録口座」の取引明細をご確認ください。

#### **第10条 (取引の不成立)**

本サービスは次の場合には取引は不成立となります。

- (1) 定期預金取引金額、またはご指定の振込金額が普通預金口座の支払可能金額を超えるとき。
- (2) 普通預金口座の支払停止事由（口座の解約、お客さまからの支払停止依頼、差押え等やむを得ない事情）があるとき。
- (3) 当金庫のご入金口座に入金停止事由（口座の解約、お客さまからの入金停止依頼等）があるとき。
- (4) 当金庫または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線、またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (5) お客様自身が本規定に反して利用したとき。

#### **第11条 (通知・照会の連絡先)**

- (1) 依頼内容等に関し、当金庫よりお客様に通知・照会する場合には、届出のあった住所、電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### **第12条 (届出事項の変更等)**

- (1) 印章を紛失・盗難された場合、または、届出の印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、当金庫所定の方法により直ちに当金庫に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出のあった氏名、住所宛に当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、郵便物がお届けできない場合、本サービスのご利用を停止させていただく場合があります。

#### **第13条 (ご利用カード・パスワードの管理等)**

- (1) ご利用カードは他人に使用されないよう保管してください。パスワードは生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。ご利用カードが、紛失・盗難により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに本サービス利用停止の措置を講じます。当金庫がこの届出を受ける前に生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) ご利用カードの再発行の手続きは当金庫所定の書面により行うものとします。

#### 第14条 (ご利用カードの再発行等)

- (1) ご利用カードの紛失・盗難等のご利用カードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ご利用カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第15条 (お取引店の変更)

本サービスのお取引店の変更は、できません。

#### 第16条 (海外からのご利用)

海外から本サービスは、ご利用できません。

#### 第17条 (送付書類の不達等)

書留等当金庫がお客様宛てに郵送した送付書類の不着が生じた場合、当金庫はお客様に当金庫所定の方法でその旨を通知します。通知後、相当の期間に住所変更等の届出がない場合、当金庫は、お客様に事前の通知を行うことなく、本サービスを停止することができるものとします。その結果、生じた損害につきましても当金庫は責任を負いません。

#### 第18条 (免責事項等)

- (1) 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
  - ① 当金庫が第3条第1項の本人確認手続きを行い取扱った場合で、口座番号、パスワード、確認番号、等につき不正使用、その他の事故があったとき。
  - ② 災害・事変、裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
  - ③ 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
  - ④ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
  - ⑤ 当金庫がお客様からの依頼を不成立としたとき。
  - ⑥ その他、本規定に反して利用があったとき。
- (2) お客様は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。また、通信経路において盗聴等がなされたことにより、口座番号、パスワード、確認番号、および取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。本サービスに使用する電話機が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。当金庫は当契約により電話機が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、電話機が正常に稼動しなかったことによる取引の不成立、または取引の遅延等、それにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、電話機に異常が発生した場合もそれにより生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

- (3) 郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者がご利用カードに記載の確認番号を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

#### 第19条 (譲渡、質入れの禁止)

この取引に基づくお客様の権利および預金等の譲渡、質入れ、ならびにご利用カードの第三者への貸与等はできません。

#### 第20条 (解約)

本サービスは当支店取引終了時に自動的に解約となります。

#### 第21条 (サービスの内容の追加)

本サービスに今後追加される新サービスについては、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当金庫が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

#### 第22条 (関係規定の適用・準用)

- (1) 当支店との取引において、本規定に定めのない事項については、だいしん未来支店取引規定、だいしん未来支店専用普通預金規定、だいしん定期「センス」定期預金取引規定、各種預金規定、カード規定、振込規定など当金庫が定める規定により取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。
- (3) 各規定についてはホームページでご確認ください。

#### 第23条 (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
- (2) 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 第24条 (準拠法および合意管轄)

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上